

奈良県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第四十一号

奈良県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県看護師等修学資金貸与条例施行規則（昭和三十七年七月奈良県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第九号中「第二十一条第二項第一号」を「第二十四条第二項第一号」に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。